

武蔵野市市民農園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市市民農園条例の一部を改正する条例

武蔵野市市民農園条例（昭和56年4月武蔵野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前				改正後				説明
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）				項の削除
名称	位置	1区画 当たり の面積	使用 料（ 年 額）	名称	位置	1区画 当たり の面積	使用 料（ 年 額）	
緑町市民農園から関前ふれ あい市民農園まで（略）				緑町市民農園から関前ふれ あい市民農園まで（略）				
関前 第3 市民 農園	武蔵 野市 関前 3丁 目26 番	12平方 メートル	8,000 円					
御殿山第2市民農園及び境 南市民農園（略）				御殿山第2市民農園及び境 南市民農園（略）				

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

関前第3市民農園の廃止に伴い、所要の改正をするものである。